

瀬戸市告示第16号



瀬戸市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月10日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和3年2月18日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 1 号 議 案	市有財産（土地）の売払いについて……………	1
第 2 号 議 案	瀬戸市職員定数条例の一部改正について……………	2
第 3 号 議 案	瀬戸市火災予防条例の一部改正について……………	4
第 4 号 議 案	瀬戸市行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例の一部改正について……………	9
第 5 号 議 案	瀬戸市子どもの今・未来応援基金条例の制定 について……………	1 1
第 6 号 議 案	瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部改正について……………	1 3
第 7 号 議 案	市有財産（土地及び建物）の貸付について……………	1 6
第 8 号 議 案	交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解 について……………	1 8
第 9 号 議 案	瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正につ いて……………	1 9
第 1 0 号 議 案	瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について……………	2 3
第 1 1 号 議 案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……………	3 0
第 1 2 号 議 案	名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域 内における建築物の制限に関する条例の制定 について……………	6 8
第 1 3 号 議 案	倒木による物損事故に係る損害賠償の額の決 定及び和解について……………	7 7
第 1 4 号 議 案	瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例	

	の一部改正について……………	79
第15号議案	市道路線の認定について……………	82
第16号議案	市道路線の変更について……………	92
第17号議案	令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第16号）……………	別冊
第18号議案	令和2年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）……………	別冊
第19号議案	令和2年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
第20号議案	令和2年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正予算（第7号）……………	別冊
第21号議案	令和2年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）……………	別冊
第22号議案	令和2年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
第23号議案	令和3年度瀬戸市一般会計予算……………	別冊
第24号議案	令和3年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
第25号議案	令和3年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算……………	別冊
第26号議案	令和3年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算……………	別冊
第27号議案	令和3年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
第28号議案	令和3年度瀬戸市水道事業会計予算……………	別冊
第29号議案	令和3年度瀬戸市下水道事業会計予算……………	別冊
承認第1号	専決処分の承認について……………	別冊

令和2年度瀬戸市一般会計補正予算（第15号）

- 同意第1号 瀬戸市固定資産評価審査委員会委員の選任について…………… 別途
- 報告第1号 専決処分の報告について…………… 別紙

3年市長提出第1号議案

市有財産（土地）の売払いについて

本市は、次の内容により市有財産（土地）を売り払うものとする。

令和3年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 土地の所在 瀬戸市広之田町51番4、瀬戸市広之田町65番2、
瀬戸市広之田町66番1、瀬戸市上品野町1337番
3、瀬戸市上品野町1339番3、瀬戸市上品野町1
340番1、瀬戸市上品野町1345番2、瀬戸市上
品野町1347番1
- 2 地 目 山林、田
- 3 登記面積 5,941.05平方メートル
- 4 売払方法 随意契約（先着順売払い）
- 5 売払価額 24,660,000円
- 6 売払先 瀬戸市窯町484番地の3
藤喜運輸株式会社
代表取締役 高木喜由

（理 由）

この案を提出するのは、市有財産（土地）を売り払うに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第2号議案

瀬戸市職員定数条例の一部改正について

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員定数条例（昭和36年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 <省略> 2 <省略> 3 第1項に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる職員はこれを定数外とする。 (1) 地方自治法第252条の17第1項の規定 <u>(同法第292条の規定により準用する場合を含む。)</u> により派遣された職員 (2) <省略>	(定数) 第2条 <省略> 2 <省略> 3 第1項に掲げる職員のうち、次の各号に掲げる職員はこれを定数外とする。 (1) 地方自治法第252条の17第1項の規定 により、 <u>尾張東部衛生組合及び瀬戸旭看護専門 門学校組合からの求めに応じ派遣された職員</u> (2) <省略>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき派遣する職員を定数外の職員として規定するに当たり、瀬戸市職員定数

条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3年市長提出第3号議案

瀬戸市火災予防条例の一部改正について

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市火災予防条例の一部を改正する条例

瀬戸市火災予防条例（昭和37年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第44条第11号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2から5まで <省略></p>	<p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<u>第44条第10号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2から5まで <省略></p>
<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等</u>（電気を動力源とする</p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路</p>

自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(11) <省略>

交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) <省略>

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) <省略>

(8) <省略>

(9) <省略>

(10) <省略>

(12) <省略>

(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について、次に掲げる措置を講ずること。

ア <省略>

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること

。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造

(11) <省略>

(12) 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について、次に掲げる措置を講ずること。

ア <省略>

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

<p><u>とし、制御機能の異常を検知した場合には</u> <u>、急速充電設備を自動的に停止させること</u></p> <p>—</p> <p>(17) <省略></p> <p>(18) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(9)まで <省略></p> <p>(10) <u>急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）</u></p> <p>(11) <省略></p> <p>(12) <省略></p> <p>(13) <省略></p> <p>(14) <省略></p> <p>(15) 水素ガスを<u>充填</u>する気球</p>	<p>(13) <省略></p> <p>(14) <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)から(9)まで <省略></p> <p>(10) <省略></p> <p>(11) <省略></p> <p>(12) <省略></p> <p>(13) <省略></p> <p>(14) 水素ガスを<u>充てん</u>する気球</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の瀬戸市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正等に伴い、瀬戸市火災予防条例中
所要の事項を改正するため必要があるからである。

3 年市長提出第 4 号議案

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年瀬戸市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
機関	事務	機関	事務
<省略>		<省略>	
市長	削除	市長	瀬戸市障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
<省略>		<省略>	
市長	削除	市長	瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
<省略>		<省略>	

別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
<省略>			<省略>		
市長	削除	削除	市長	瀬戸市障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
<省略>			<省略>		
市長	削除	削除	市長	瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
<省略>			<省略>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、瀬戸市障害者手当支給事業及び瀬戸市私立幼稚園就園奨励費補助事業が終了したことに伴い、瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3年市長提出第5号議案

瀬戸市子どもの今・未来応援基金条例の制定について

瀬戸市子どもの今・未来応援基金条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市子どもの今・未来応援基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、児童の権利に関する条約の精神、児童の福祉を保障するための原理及び子ども・若者育成支援の基本理念にのっとり、一人一人の子ども及び若者が、切れ目のない支援を受けることで、それぞれの夢又は自立に向かって健やかに育つことができるための施策の財源に充てるため、瀬戸市子どもの今・未来応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算の定めるところによる。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第2条に規定する施策の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、子ども及び若者がそれぞれの夢又は自立に向かって健やかに育つことができるための施策を推進するため、瀬戸市子どもの今・未来応援基金を設置するに当たり、基金の管理に関する手続等を定めるため必要があるからである。

3 年市長提出第 6 号議案

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成 2 6 年瀬戸市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第 6 条 <省略> 2 及び 3 <省略> 4 市長は、 <u>次の各号のいずれかに該当するとき</u> は、 <u>第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととす</u> <u>ることができる。</u> (1) <u>市長が、法第 2 4 条第 3 項の規定による調</u> <u>整を行うに当たって、家庭的保育事業者等</u> <u>による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優</u> <u>先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業</u> <u>者等による保育の提供の終了に際して、利用</u> <u>乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続</u> <u>き必要な教育又は保育が提供されるよう必要</u> <u>な措置を講じているとき。</u>	(保育所等との連携) 第 6 条 <省略> 2 及び 3 <省略> 4 市長は、 <u>家庭的保育事業者等による第 1 項第</u> <u>3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著し</u> <u>く困難であると認めるときは、同号の規定を適</u> <u>用しないこととすることができる。</u>

<p>(2) <u>家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。</u></p> <p>5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略> (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、<u>精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への</u>対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) <省略></p>	<p>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) <省略> (居宅訪問型保育事業)</p> <p>第37条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>(5) <省略></p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

（平成26年厚生労働省令第61号）に準じて、瀬戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

3年市長提出第7号議案

市有財産（土地及び建物）の貸付について

次のとおり市有財産（土地及び建物）を無償で、又は減額して貸し付けるものとする。

令和3年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 無償貸付をする財産

土 地

所在地 瀬戸市西本地町1丁目110番1 外1筆

合計面積 2,456.15平方メートル

2 減額貸付をする財産

建 物

名 称 アートチャイルドケア瀬戸幡山西保育園

所在地 瀬戸市西本地町1丁目110番地の1

構 造 鉄骨造2階建て

延べ床面積 1,167.24平方メートル

内訳

本館 1,144.86平方メートル

屋外倉庫 22.38平方メートル

貸付料 月額180,000円

3 貸付の目的 民間事業者が引き続き保育事業を実施するため

4 貸付の相手方 大阪府大東市泉町2丁目14番11号

アートチャイルドケア株式会社

代表取締役 村田省三

5 貸付期間

- (1) 土地 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 建物 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(理由)

この案を提出するのは、アートチャイルドケア瀬戸幡山西保育園の保育事業を引き続き民間事業者が実施することに伴い、その土地を無償で、及びその建物の貸付料を減額して貸し付けるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3 年市長提出第 8 号議案

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

本市が当事者である交通事故について、次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 事故の概要

令和 2 年 7 月 2 7 日汗干町地内交差点において、健康課の軽貨物自動車
が市道を青信号で西進中、南進してきた相手方小型乗用自動車に衝突
され、同課の車両が損傷した物損事故

2 損傷の状況

右側面及び左側面の損傷による廃車

3 損害賠償の額

7 4 0 , 8 8 0 円（車両時価額及びレッカー費用）

4 和解の要旨

- (1) 相手方は、本市に対し、本件事故に係る損害賠償として上記 3 の金額 7 4 0 , 8 8 0 円を支払う。
- (2) 本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

（理 由）

この案を提出するのは、本市が当事者である交通事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第9号議案

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部改正について

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和48年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 出生の日から、<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条</u>の2第1項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる子どもについては、本市の区域内に住所を有する者とみなす。</p> <p>3及び4 <省略></p> <p>(受給資格者)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 出生の日から、<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、<u>国民健康保険法第116条の2第1項各号</u>に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下この条において「病院等」という。）に、入院、入所又は入居（以下この条において「入院等」という。）したことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる子どもについては、本市の区域内に住所を有する者とみなす。</p> <p>3及び4 <省略></p> <p>(受給資格者)</p>

第3条 この条例により子どもの医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、国民健康保険法による被保険者又は規則に定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者である子どもの保護者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者（以下「15歳以上の子ども」という。）のうち、瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成15年瀬戸市条例第16号）第3条第1項第1号又は第3号に該当し、同条例の規定により医療費の助成を受けることができる子ども又は子どもの保護者

(4) <省略>

（助成の範囲）

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷に係る医療（15歳以上の子どもについては、入院に限る。）で、当該医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあつては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。

2 <省略>

（受給者証）

第5条 市長は、受給資格者（15歳以上の子ども又は15歳以上の子どもの保護者を除く。）に対し、規則の定めるところにより子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交

第3条 この条例により子どもの医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則に定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもの保護者であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としない。

(1)及び(2) <省略>

(3) <省略>

（助成の範囲）

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷に係る医療で、当該医療に要する費用の額から、当該医療に係る国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（社会保険各法による付加給付にあつては、当該給付を含む。）の額及び法令の規定による国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付の額を控除した額を子ども医療費として助成する。

2 <省略>

（受給者証）

第5条 市長は、受給資格者に対し、規則の定めるところにより子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付する。

<p>付する。</p>	
<p>2 <省略> (助成の方法)</p>	<p>2 <省略> (助成の方法)</p>
<p>第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費<u>(15歳以上の子どもに係る医療費を除く。)</u>の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことにより行う。</p>	<p>第7条 第4条第1項に規定する子ども医療費の助成は、当該子ども医療費を医療機関等に支払うことにより行う。</p>
<p>2 <u>15歳以上の子どもに係る医療費の助成は、当該子ども医療費を受給資格者に支払うことにより行う。</u></p>	
<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。</u> (届出義務)</p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより子ども医療費の助成を行うことができる。</u> (届出義務)</p>
<p>第8条 受給者は、受給資格を失ったとき(子どもが第2条第1項第2号に該当しなくなったときを除く。)、又は規則に定める事項について変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p>	<p>第8条 受給者は、受給資格を失ったとき(子どもが第2条第1項第2号に該当しなくなったときを除く。)、<u>子ども医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるとき、</u>又は規則に定める事項について変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p>
<p>2 <u>子ども医療費の助成を受ける者は、子ども医療費の助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</u> (損害賠償との調整)</p>	<p>(損害賠償との調整)</p>
<p>第9条 市長は、<u>受給資格者</u>が、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。</p>	<p>第9条 市長は、<u>受給者</u>が、子どもの疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市子ども医療費助成条例の規定による子ども医療費の助成は、令和3年4月1日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

(理由)

この案を提出するのは、子育て世帯の医療費の負担を軽減することにより、子どもの福祉の増進を図るため、入院医療費助成の対象年齢を引き上げるに当たり、瀬戸市子ども医療費助成条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

3 年市長提出第 1 0 号議案

瀬戸市国民健康保険条例の一部改正について

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瀬戸市国民健康保険条例（昭和 3 6 年瀬戸市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額）</p> <p>第 9 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、<u>同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）、同法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、<u>第 3 5 条の 3 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合</u></p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額）</p> <p>第 9 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第 3 3 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、<u>（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額</u>）同法附則第 3 3 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 3 4 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 3 3 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の</p>

には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法

適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第22条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の

」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第11条の所得割の保険料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

2 <省略>

(保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用

2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第11条の所得割の保険料率を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

2 <省略>

(保険料の減額)

第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第8条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用

後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収

後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ <省略>

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保

ア及びイ <省略>

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該

<p> 険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ <省略> (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）</u>に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ <省略> 2から4まで <省略> 附 則 （公的年金等に係る所得に係る保険料の軽減賦課の特例） 第3条 当分の間、世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年 </p>	<p> 世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ <省略> (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</u>に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア及びイ <省略> 2から4まで <省略> 附 則 （公的年金等に係る所得に係る保険料の軽減賦課の特例） 第3条 当分の間、世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年 </p>
--	--

<p>中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条第1項の規定の適用については、同項中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条第1項の規定の適用については、同項中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。</p>
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瀬戸市国民健康保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出するのは、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正等に伴い、瀬戸市国民健康保険条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

3 年市長提出第 1 1 号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
種類	金額		種類	金額	
<省略>			<省略>		
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計	都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合又は当該基準に適合することを証明する書類として市長	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が 3 0 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 1 0, 3 0 0 円、建築物の延べ面積が 3 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 1 7, 9 0 0 円、建築物の延べ面積が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 2 9, 1 0 0 円、建築物の	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計	都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると市長が認めた場合・登録住宅性能評価機関が住宅の品質確保の促進等に	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が 3 0 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 1 0, 3 0 0 円、建築物の延べ面積が 3 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 2 9, 1 0 0 円、建築物の延べ面積が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 5, 0 0 0 平方メートル以内のときは 1 件につき 8 7, 3 0 0 円、建築物の

画認定申請手数料	が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）	延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円	画認定申請手数料	関する法律第6条第1項に基づく設計住宅性能評価書（次部において「設計住宅性能評価書」という。）が添付されている場合（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）の別表1の（い）項に掲げる断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の表示があるものに限る。）	延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円
その他の場合	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準	その他の場合	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築物全体が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基

に係るものであるもの)

建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円

(4) その他の建築物（前号以外のもの） 建築物の

準に係るものであるもの

) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円

(4) その他の建築物（前号以外のもの） 建築物の

		<p>延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき<u>248,400円</u>、建築物の延べ面積が<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円</u>、建築物の延べ面積が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円</u>、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき<u>573,400円</u>、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき<u>706,300円</u>、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき<u>834,900円</u>、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき<u>952,400円</u></p>			<p>延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき<u>261,600円</u>、建築物の延べ面積が<u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき417,100円</u>、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき<u>593,600円</u>、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき<u>728,000円</u>、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき<u>858,100円</u>、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき<u>979,400円</u></p>
都市の低炭素化の促進に関する	低炭素建築物基準適合性確認機関	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平	都市の低炭素化の促進に関する	都市の低炭素化の促進に関する法	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平

<p>する法律 第55条 第1項の 規定に基 づく低炭 素化のた めの建築 物の新築 等の計画 変更認定 申請手数 料</p>	<p>が認めた場 合等</p>	<p>方メートル以内のときは 1件につき6,200円 、建築物の延べ面積が3 00平方メートルを超え 1,000平方メートル 以内のときは1件につき 10,700円、建築物 の延べ面積が1,000 平方メートルを超え2, 000平方メートル以内 のときは1件につき17 ,500円、建築物の延 べ面積が2,000平方 メートルを超え5,00 0平方メートル以内のと きは1件につき52,4 00円、建築物の延べ面 積が5,000平方メー トルを超え10,000 平方メートル以内のとき は1件につき82,90 0円、建築物の延べ面積 が10,000平方メー トルを超え25,000 平方メートル以内のとき は1件につき104,7 00円、建築物の延べ面 積が25,000平方メ ートルを超えるときは1 件につき130,800 円</p>	<p>する法律 第55条 第1項の 規定に基 づく低炭 素化のた めの建築 物の新築 等の計画 変更認定 申請手数 料</p>	<p>律第54条 第1項各号 に掲げる基 準に適合す ると市長が 定める機関 が認めた場 合・設計住 宅性能評価 書が添付さ れている場 合（日本住 宅性能表示 基準の別表 1の(イ) 項に掲げる 断熱等性能 等級及び一 次エネルギー 消費量等 級の表示が あるものに 限る。）</p>	<p>方メートル以内のときは 1件につき6,200円 、建築物の延べ面積が3 00平方メートルを超え 2,000平方メートル 以内のときは1件につき 17,500円、建築物 の延べ面積が2,000 平方メートルを超え5, 000平方メートル以内 のときは1件につき52 ,400円、建築物の延 べ面積が5,000平方 メートルを超え10,0 00平方メートル以内の ときは1件につき82, 900円、建築物の延べ 面積が10,000平方 メートルを超え25,0 00平方メートル以内の ときは1件につき104 ,700円、建築物の延 べ面積が25,000平 方メートルを超えるとき は1件につき130,8 00円</p>
	<p>その他の場 合</p>	<p>(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築 物全体が建築物エネルギ ー消費性能基準等を定め</p>		<p>その他の場 合</p>	<p>(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物（建築 物全体が建築物エネルギ ー消費性能基準等を定め</p>

る省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円

る省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円

	<p>(4) その他の建築物（前号以外のもの）建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき<u>125,200円</u>、建築物の延べ面積が<u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円</u>、建築物の延べ面積が<u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円</u>、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき<u>295,500円</u>、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき<u>367,100円</u>、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき<u>435,000円</u>、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき<u>498,200円</u></p>		<p>(4) その他の建築物（前号以外のもの）建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき<u>131,900円</u>、建築物の延べ面積が<u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき211,500円</u>、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき<u>305,600円</u>、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき<u>377,800円</u>、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき<u>446,500円</u>、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき<u>511,500円</u></p>
	<p><省略></p>		<p><省略></p>

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物	建築物の床面積（特定建築物に係る床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。）をいう。以下この部において同じ。）の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円			
--	---	---	--	--	--

その他の建築物		建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円
建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律第12条第2項又は第	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る	建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件

13条第 3項の規 定に基づ く建築物 エネルギー 消費性 能適合性 判定変更 手数料	建築物	につき82,600円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき182,300円、建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円				
	その他の建築物	建築物の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、建築物の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10				

		、 000平方メートル以内 のときは1件につき367 、 100円、建築物の床面 積の合計が10,000平 方メートルを超え25,0 00平方メートル以内のと きは1件につき435,0 00円、建築物の床面積の 合計が25,000平方メ ートルを超えるときは1件 につき498,200円			
建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律施行規則（ 平成28年国土交通 省令第5号）第11 条の規定に基づく消 費性能確保計画の軽 微な変更に関する証 明書交付手数料		1件につき床面積の合計に 応じ、建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する法 律第12条第2項又は第1 3条第3項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能 適合性判定変更手数料欄に 掲げる額の2分の1に相当 する額（その額に100円 未満の端数があるときは、 その端数金額を切り捨てて 得た額）			
建築物の エネルギー 消費性能の向上 に関する 法律第3 4条第1 項の規定 に基づく 建築物エ ネルギー 消費性能	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上に関する 法律第35 条第1項各 号に掲げる 基準に適合 すると市長 が定める機 関が認めた 場合又は当	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築 物の延べ面積が300平 方メートル以内のときは 1件につき10,300 円、建築物の延べ面積が 300平方メートルを超 え1,000平方メート ル以内のときは1件につ き17,900円、建築 物の延べ面積が1,00 0平方メートルを超え2	建築物の エネルギー 消費性能の向上 に関する 法律第5 3号) 第 29条第 1項の規 定に基づ	建築物のエ ネルギー消 費性能の向 上に関する 法律第30 条第1項各 号に掲げる 基準に適合 すると愛知 県知事が定 める機関が 認めた場合	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築 物の延べ面積が300平 方メートル以内のときは 1件につき10,300 円、建築物の延べ面積が 300平方メートルを超 え2,000平方メート ル以内のときは1件につ き29,100円、建築 物の延べ面積が2,00 0平方メートルを超え5

<p>向上計画 認定申請 手数料</p>	<p>該基準に適合すること を証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p>	<p>、 000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p>	<p>く建築物 エネルギー 消費性 能向上計 画認定申 請手数料</p>	<p>又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）</p>	<p>、 000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p>
<p>その 他の 場合</p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>	<p>その 他の 場合</p>	<p><省略></p>	<p><省略></p>
<p>建築 物エ ネル ギー 消費 性能 基準 等を 定め る省 令第</p>	<p>その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以</p>	<p>その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以</p>	<p>建築 物エ ネル ギー 消費 性能 基準 等を 定め る省 令第</p>	<p>その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以</p>	<p>その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以</p>

<p>10 条第 1号 イ(2) 及び ロ(2) に定 める 基準 に係 るも の</p>	<p>内のときは1件につき15 9, 300円、建築物の延 べ面積が2, 000平方メ ートルを超え5, 000平 方メートル以内のときは1 件につき257, 900円 、建築物の延べ面積が5, 000平方メートルを超え 10, 000平方メートル 以内のときは1件につき3 36, 800円、建築物の 延べ面積が10, 000平 方メートルを超え25, 0 00平方メートル以内のと きは1件につき404, 7 00円、建築物の延べ面積 が25, 000平方メート ルを超えるときは1件につ き474, 800円</p>	<p>1条 第1 項第 1号 ロ及 び第 10 条第 1号 イ(2) に定 める 基準 に係 るも の</p>	<p>内のときは1件につき25 7, 900円、建築物の延 べ面積が5, 000平方メ ートルを超え10, 000 平方メートル以内のときは 1件につき336, 800 円、建築物の延べ面積が1 0, 000平方メートルを 超え25, 000平方メー トル以内のときは1件につ き404, 700円、建築 物の延べ面積が25, 00 0平方メートルを超えると きは1件につき474, 8 00円</p>
<p>その 他の もの</p>	<p>その他の建築物 建築物の 延べ面積が300平方メー トル以内のときは1件につ き248, 400円、<u>建築 物の延べ面積が300平方 メートルを超え1, 000 平方メートル以内のときは 1件につき311, 200 円、建築物の延べ面積が1 , 000平方メートルを超 え2, 000平方メートル 以内のときは1件につき4 01, 800円、建築物の 延べ面積が2, 000平方 メートルを超え5, 000 平方メートル以内のときは</u></p>	<p>その 他の もの</p>	<p>その他の建築物 建築物の 延べ面積が300平方メー トル以内のときは1件につ き248, 400円、<u>建築 物の延べ面積が300平方 メートルを超え2, 000 平方メートル以内のときは 1件につき401, 800 円、建築物の延べ面積が2 , 000平方メートルを超 え5, 000平方メートル 以内のときは1件につき5 73, 400円、建築物の 延べ面積が5, 000平方 メートルを超え10, 00 0平方メートル以内のとき</u></p>

		1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円			は1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	計画適合性確認機関が認めた場合	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、建築物の延べ面積が <u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき10,700円</u> 、建築物の延べ面積が <u>1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円</u> 、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メー	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	計画適合性確認機関が認めた場合	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき6,200円、建築物の延べ面積が <u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき17,500円</u> 、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき52,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メー

		<p>トルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき82,900円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円</p>			<p>メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円</p>
その 他の 場合	<省略>	<省略>	その 他の 場合	<省略>	<省略>
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準	<p>その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき62,300円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内</p>			<p>その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートルを超え25,000平方メートル</p>

に係るもの	のときは1件につき182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円	イ(2)に定める基準に係るもの	ル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円
その他のもの	その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき157,400円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の	その他のもの	その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,

		ときは1件につき435,000円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円			200円
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき17,900円、建築物の延べ面積が1,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）	(1)及び(2) <省略> (3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき10,300円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき29,100円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円	

		べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円
その他の場合	<省略>	<省略>
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)に定める基準に係るもの	その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき121,000円、建築物の延べ面積が1,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につ

その他の場合	<省略>	<省略>
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ及び第1号イ(2)に定める基準に係るもの	その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円

	き474,800円		
その	(1)及び(2) <省略>	その	(1)及び(2) <省略>
他の	(3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき311,200円、建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円	他の	(3) その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円
もの		もの	

<省略>

備考

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この表において「低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等」という。）の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

<省略>

備考

1 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 住宅の用途に供する共用の部分（以下「共用部分」という。）がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

(2) 住戸及び共用部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考1(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考1(1)アからキまでに定める額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の部その他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合（非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ

(2) 住戸及び共用部分以外の部分（以下「非住宅部分」という。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考1(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考1(1)アからカまでに定める額

2 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 95,000円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 257,900円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 336,800円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 404,700円

キ 25,000平方メートルを超える場合 474,800円

(3) 非住宅部分がある場合(前号に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 248,400円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 40

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 261,600円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 417,

1, 800円

エ 2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内の場合 57

3, 400円

オ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内の場合 7

06, 300円

カ 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内の場合

834, 900円

キ 25, 000平方メートルを超える場合 952, 400円

- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の項金額の欄②に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1, 000平方メートル以内の場合 10, 700円

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合 17

100円

ウ 2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内の場合 59

3, 600円

エ 5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内の場合 7

28, 000円

オ 10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内の場合

858, 100円

カ 25, 000平方メートルを超える場合 979, 400円

- 3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合の金額の欄②中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合 10, 700円

ウ 1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内の場合 17, 500円

, 500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考3(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考3(1)アからキまでに定める額

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 76,600円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

エ <省略>

オ <省略>

00円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考3(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考3(1)アからカまでに定める額

4 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等の計画変更認定申請手数料の項に規定するその他の場合の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 (非住宅部分の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合に限る。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 48,600円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 62,300円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 82,600円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 137,700円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 182,300円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 219,900円

キ 25,000平方メートルを超える場合 259,300円

(3) 非住宅部分がある場合 (前号に規定する場合を除く。) 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 125,200円

オ <省略>

カ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 131,900円

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 157,400円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 203,800円

エ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 295,500円

オ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 367,100円

カ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 435,000円

キ 25,000平方メートルを超える場合 498,200円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 211,500円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 305,600円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 377,800円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 446,500円

カ 25,000平方メートルを超える場合 511,500円

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び同法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の部建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る建築物の項金額の欄に定める手数料について、建築物の用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）である場合における手数料の額は、同欄に規定する手数料に係る建築物の区分にかかわらず、建築物エネルギー消費性

能基準等を定める省令第1条第1項第1号
口に定める基準に係る建築物の区分による
ものとし、当該手数料に係る床面積の合計
の区分に応じ、同欄に掲げる手数料の額の
2分の1に相当する額（その額に100円
未満の端数があるときは、その端数金額を
切り捨てて得た額）とする。

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関
する法律施行規則第11条の規定に基づく
消費性能確保計画の軽微な変更に関する証
明書交付手数料の項金額の欄に規定する手
数料について、建築物の用途が工場等であ
る場合における当該手数料の額は、同欄の
規定にかかわらず、前項の規定により計算
して得た計画の変更に係る場合の額の2分
の1に相当する額（その額に100円未満
の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てて得た額）とする。

7 建築物エネルギー消費性能向上計画に建
築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律第34条第3項各号に掲げる事項が記
載されている場合の他の建築物における建
築物エネルギー消費性能適合性判定手数料
について、当該建築物エネルギー消費性能
向上計画の認定及び当該他の建築物におけ
る建築物エネルギー消費性能適合性判定を
同様の評価の方法により行う場合の手数料
の額は、この表の建築物のエネルギー消費
性能の向上に関する法律第34条第1項の
規定に基づく建築物エネルギー消費性能向
上計画認定申請手数料の部建築物エネルギ
ー消費性能の向上に関する法律第35条第
1項各号に掲げる基準に適合すると市長が
定める機関が認めた場合又は当該基準に適
合することを証する書類として市長が定め

るものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の款金額の欄の規定により算出した額とする。

8 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部の計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄の規定により算出した額とする。

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。）の款金額の欄②に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には

5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄②中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考9(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考9(1)アからキまでに定める額

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

ウ 2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内の場合 40,200円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考5(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考5(1)アからカまでに定める額

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額

算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

エ <省略>

を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

- (2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

ウ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した

を合算した額とする。

1 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部計画適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 10,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17,500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考12(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考12(1)アからキまでに定める額

1 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく

額とする。

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17,500円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17,500円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考8(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考8(1)アからカまでに定める額

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項金額の欄2)に規定する建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 76,600円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）

がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 100,700円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）

がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 62,300円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 82,600円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 157,400円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 203,800円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 82,600円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 203,800円

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上

計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表によりそれぞれ算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

15 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部基準適合性確認機関が認めた場合等の款金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 17,900円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

11 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する基準適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）

当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円

ウ 2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内の場合 41,000円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考15(1)アからキまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考15(1)アからキまでに定める額

16 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部その他の場合の款建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項金額の欄(2)及びその他のものの項金額の欄(2)に規定するものの手数料について、次に掲げる場合には、当該手数料の額にそれぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 149,700円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

エ <省略>

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

- (2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考11(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考11(1)アからカまでに定める額

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)又は(3)及びロ(2)又は(3)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)及びその他のものの項に規定する金額の欄(2)に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

- (1) 共用部分がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に共用部分が含まれている場合に限る。）
当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

ウ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。

）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第10条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。

）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 121,000円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 159,300円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア <省略>

イ 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 311,200円

ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 401,800円

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

キ <省略>

ウ <省略>

エ <省略>

オ <省略>

カ <省略>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の一部改正等に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

3 年市長提出第 1 2 号議案

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物に関する制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用区域)

第 2 条 この条例は、市長が都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定により告示する名古屋都市計画八床工業用地地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内において適用する。

(地区の区分及び名称)

第 3 条 この条例における地区の区分及び名称は、地区計画の計画図に表示するところによる。

(建築物の用途の制限)

第 4 条 第 2 条に規定する地区計画の区域内においては、別表に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 法第 3 条第 2 項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物につ

いて、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前項の規定（当該規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築後又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項又は第3項及び法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の増築後の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 建築物の容積率（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）は、10分の20以下でなければならない。

2 前項に規定する建築物の延べ面積の算定については、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定の例による。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第6条 建築物の建蔽率（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）は、10分の6以下でなければならない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第7条 建築物の敷地面積は、3,000平方メートル以上でなければならない。

2 前項の規定は、法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、適用しない。

(壁面の位置の制限)

第8条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「後退距離」という。)は、4メートル以上でなければならない。

2 前項の規定は、管理(守衛)室、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3メートル以下、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が15平方メートル以下の建築物である場合は、適用しない。

(建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置)

第9条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合は、当該建築物又は当該敷地の全部について、第4条から前条までの規定を適用する。

(公益上必要な建築物の特例)

第10条 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したもののについては、その許可の範囲内において、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する者は、20 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 4 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 法第 87 条第 2 項において準用する第 4 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

(3) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより、第 7 条第 1 項の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者

(4) 第 5 条第 1 項、第 6 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

2 前項第 4 号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対し同項の罰金刑を科する。

第 13 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、名古屋都市計画八床工業用地地区計画に係る都市計画法第 20 条第 1 項の規定に基づく告示の日から施行する。

別表（第 4 条関係）

建築してはならない建築物

次に掲げる建築物以外の建築物

- 1 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属する工場及びそれに関連する研究開発施設
- 2 物流施設（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第1号に規定する流通業務の用に供するものをいう。）

（理由）

この案を提出するのは、名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内において、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図るため、建築物の制限に関する条例を制定するため必要があるからである。

名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例案要綱

この条例は、名古屋都市計画八床工業用地地区計画の区域内における建築物の制限をするに当たり、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 適用区域、地区の区分及び名称について

この条例による適用区域は、名古屋都市計画八床工業用地地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内とし、地区の区分及び名称は、地区計画の計画図に表示するところによるもの。（第2条及び第3条関係）

第2 建築物の用途の制限について

地区計画の区域内に建築してはならない建築物のほか、建築物の容積率及び建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度並びに建築物の外壁等の後退距離について定めるもの。（第4条から第8条まで関係）

第3 罰則について

建築物の用途の制限の規定に違反した場合における建築主等に対する罰則を定めるもの。（第12条及び第13条関係）

第4 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を地区計画に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく告示の日とするもの。

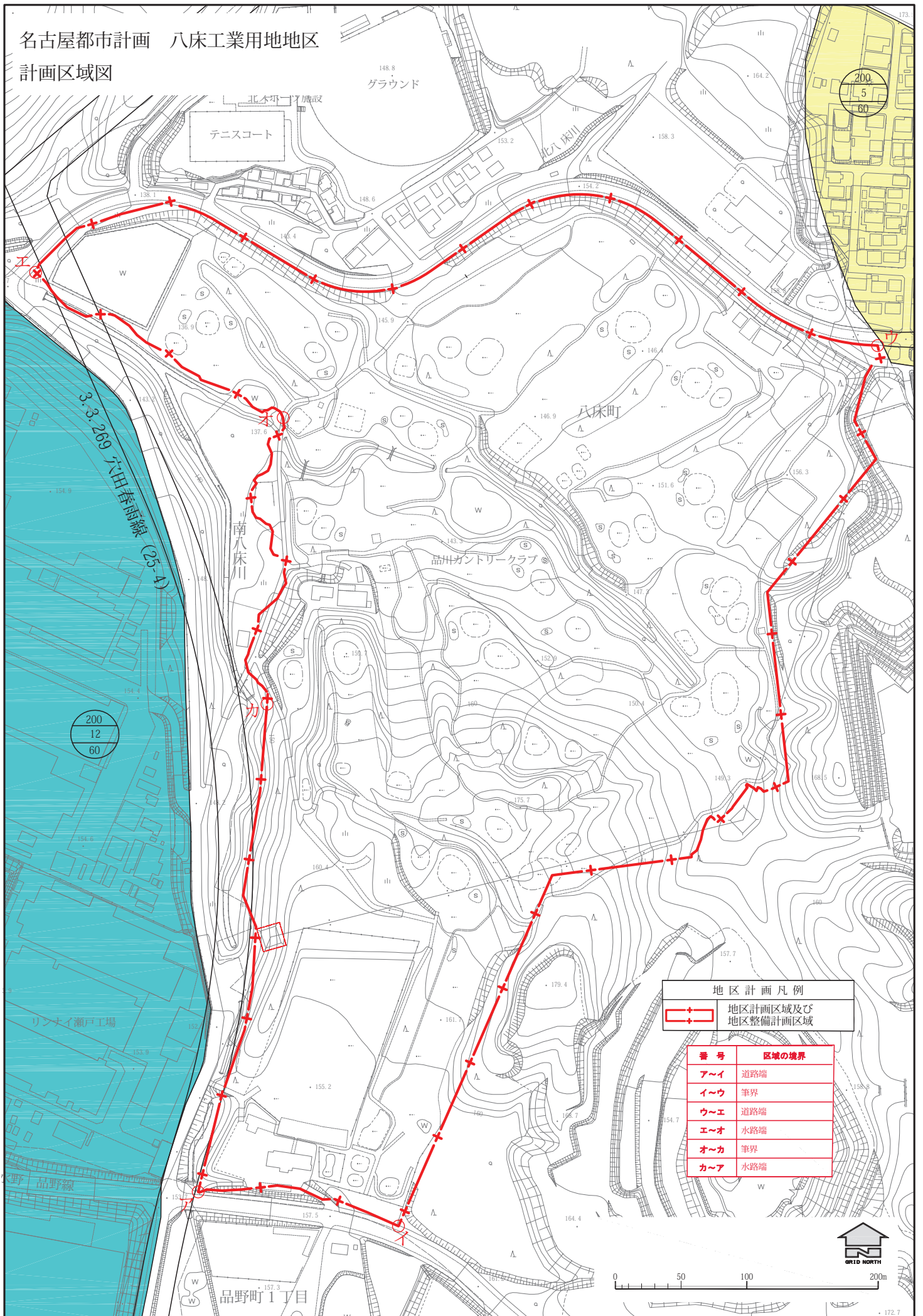
名古屋都市計画八床工業用地地区計画の概要


名 称	八床工業用地地区計画	
位 置	瀬戸市八床町の一部	
面 積	約 25.4 ha	
地区計画の目標	当地区では、交通利便性に優れたゴルフ場跡地という既存ストックの有効利用を図りつつ、地区計画を定めることにより、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図ることを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺の自然環境と調和し、生産拠点として良好な工業地の環境を維持、保全するため、建築物等の規制・誘導を図る。
	地区施設の整備の方針	優良な工業地を形成するため、造成事業により整備される緑地、調整池機能が損なわないよう維持・保全を図る。
	建築物の整備の方針	土地利用の方針に従い、良好な工業地としての環境を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定める。
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	緑豊かな工業地の環境の向上及び周辺の自然環境との調和を図るため、周辺に配慮した緩衝緑地帯を配置する。

地区整備計画	建築物に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E-製造業に属する工場及びそれに関連する研究開発施設 2 物流施設(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第2条第1号に規定する流通業務の用に供するものをいう。)
		建築物の容積率の最高限度	20/10
		建築物の建蔽率の最高限度	6/10
		建築物の敷地面積の最低限度	3,000㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離(以下「後退距離」という。)は、4m以上でなければならない。 ただし、管理(守衛)室、自転車置場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが3m以下、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が15㎡以下であるものを除く。
	土地の利用に関する事項	地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の木竹は、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りでない。 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 3 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 4 仮植した木竹の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採	

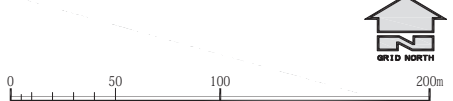
「区域は計画図表示のとおり」

名古屋都市計画 八床工業用地地区
計画区域図



地区計画凡例
 地区計画区域及び地区整備計画区域

番号	区域の境界
ア～イ	道路端
イ～ウ	筆界
ウ～エ	道路端
エ～オ	水路端
オ～カ	筆界
カ～ア	水路端



3年市長提出第13号議案

倒木による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について
本市が当事者である倒木による物損事故について、次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和3年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

1 事故の概要

令和2年11月21日原山台8丁目地内において、相手方軽乗用自動車が市道を走行中、隣接する市管理地である緑地の樹木が倒れ、当該車両が損傷した物損事故

2 損傷の状況

ルーフ、フロントガラス、右前方ピラー及び左側面の損傷

3 損害賠償の額

605,100円

4 和解の要旨

- (1) 本市と相手方は、本件事故に係る損害が上記3の金額605,100円であること及び同金員は全て本市において支払済みであることを認める。
- (2) 本市と相手方は、本件事故に基づく損害に関し、本和解に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(理由)

この案を提出するのは、本市が当事者である倒木による物損事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会

の議決を求めるため必要があるからである。

3年市長提出第14号議案

瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
 瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
 瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年瀬戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(車線の分離等) 第5条 <省略> 2から5まで <省略> 6 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、 <u>令第42条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 (自転車道) 第9条 <省略> 2及び3 <省略> 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、 <u>令第42条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 5 <省略> (交通安全施設) 第32条 交通事故の防止を図るため必要がある	(車線の分離等) 第5条 <省略> 2から5まで <省略> 6 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、 <u>令第41条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 (自転車道) 第9条 <省略> 2及び3 <省略> 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、 <u>令第41条第1項</u> において準用する令第12条の建築限界を勘案して定めるものとする。 5 <省略> (交通安全施設) 第32条 交通事故の防止を図るため必要がある

場合においては、横断歩道橋等、自動運行補助施設、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則に定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 <省略>

2 <省略>

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4及び5 <省略>

(歩行者専用道路)

第42条 <省略>

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第42条第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3及び4 <省略>

(歩行者利便増進道路)

第43条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則に定めるものを設けるものとする。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 <省略>

2 <省略>

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第39条第4項の建築限界を勘案して定めるものとする。

4及び5 <省略>

(歩行者専用道路)

第42条 <省略>

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、令第41条第1項において準用する令第40条第3項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3及び4 <省略>

3 <u>歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出するのは、道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正に伴い、瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

3年市長提出第15号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定することについて、同条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

通番	路線番号	路線名	起 点
			終 点
1	01067	下陣屋12号線	下陣屋町30番7地先
			下陣屋町30番10地先
2	01068	下陣屋小金1号線	下陣屋町173番9地先
			小金町147番6地先
3	01069	下陣屋小金2号線	下陣屋町157番20地先
			小金町147番25地先
4	02041	深川2号線	深川町9番地先
			深川町11番2地先
5	02042	泉3号線	泉町6番2地先
			泉町6番8地先
6	03075	東拝戸7号線	東拝戸町73番175地先
			東拝戸町73番2地先
7	03076	東拝戸団地14号線	東拝戸町98番6地先
			東拝戸町98番26地先

8	0 4 1 1 4	窯元 7 号線	窯元町 1 6 6 番 3 地先
			窯元町 1 5 9 番 2 8 地先
9	0 4 1 1 5	窯元 8 号線	窯元町 1 5 9 番 2 7 地先
			窯元町 1 6 6 番 4 地先
1 0	0 5 0 8 0	西郷 3 号線	西郷町 1 0 0 番 4 地先
			西郷町 1 0 0 番 8 地先
1 1	0 6 1 0 3	水無瀬 2 1 号線	水無瀬町 3 3 番 8 地先
			水無瀬町 3 3 番 3 地先
1 2	0 7 1 2 7	見付 1 6 号線	見付町 6 2 番 1 地先
			見付町 6 2 番 6 地先
1 3	0 7 1 2 8	見付 1 7 号線	見付町 6 4 番 1 4 地先
			見付町 6 4 番 1 0 地先
1 4	0 7 1 2 9	見付 1 8 号線	見付町 6 7 番 8 地先
			見付町 6 7 番 1 1 地先
1 5	0 7 1 3 0	見付 1 9 号線	見付町 8 8 番 5 地先
			見付町 8 8 番 1 0 地先
1 6	0 7 1 3 1	北浦 1 号線	北浦町 3 丁目 1 1 番 5 地先
			北浦町 3 丁目 1 1 番 2 地先
1 7	0 7 1 3 2	川端 2 号線	川端町 3 丁目 2 5 番 5 地先
			川端町 3 丁目 2 5 番 4 地先
1 8	0 7 1 3 3	城ヶ根 1 7 号線	城ヶ根町 4 7 番 2 5 1 地先
			城ヶ根町 4 7 番 1 3 地先

19	07134	美濃池6号線	美濃池町11番2地先
			美濃池町11番5地先
20	08274	汗干2号線	汗干町46番11地先
			汗干町46番6地先
21	08275	北脇10号線	北脇町2番2地先
			北脇町1番4地先
22	08276	山手24号線	山手町76番3地先
			山手町88番15地先
23	08277	山手25号線	山手町155番6地先
			山手町155番9地先
24	08278	北山7号線	北山町153番6地先
			北山町153番10地先
25	09170	小金3号線	小金町115番7地先
			小金町140番7地先
26	09171	小金4号線	小金町114番11地先
			小金町122番2地先
27	09172	小金5号線	小金町122番6地先
			小金町139番地先
28	09173	小金6号線	小金町125番5地先
			小金町136番地先
29	09174	進陶小金2号線	進陶町147番62地先
			小金町125番3地先

30	09175	西松山26号線	西松山町2丁目190番地先
			西松山町2丁目194番地先
31	09176	上松山23号線	上松山町2丁目251番地先
			上松山町2丁目247番地先
32	11226	八床1号線	八床町95番5地先
			八床町93番3地先
33	11227	品野49号線	品野町3丁目433番8地先
			品野町3丁目437番7地先
34	11228	品野50号線	品野町3丁目471番8地先
			品野町3丁目477番3地先
35	11229	品野51号線	品野町3丁目473番1地先
			品野町3丁目471番5地先
36	11230	品野52号線	品野町3丁目111番地先
			品野町3丁目439番29地先
37	11231	品野53号線	品野町3丁目439番20地先
			品野町3丁目439番17地先
38	11232	品野54号線	品野町3丁目439番4地先
			品野町3丁目439番7地先
39	11233	品野窯町4号線	品野町3丁目439番31地先
			窯町436番3地先
40	11234	北丘1号線	北丘町243番6地先
			北丘町168番8地先

4 1	1 1 2 3 5	北丘 2 号線	北丘町 2 2 8 番 1 地先
			北丘町 2 4 0 番 1 地先
4 2	1 1 2 3 6	北丘 3 号線	北丘町 2 5 7 番 1 地先
			北丘町 2 5 4 番 3 地先
4 3	1 1 2 3 7	北丘 4 号線	北丘町 2 4 2 番 5 地先
			北丘町 2 5 6 番 1 地先
4 4	1 1 2 3 8	北丘 5 号線	北丘町 2 5 7 番 1 地先
			北丘町 2 5 7 番 1 3 地先
4 5	1 1 2 3 9	窯町 2 0 号線	窯町 4 3 5 番 7 地先
			窯町 4 3 5 番 1 1 地先
4 6	1 1 2 4 0	窯町 2 1 号線	窯町 5 7 4 番 2 7 地先
			窯町 4 4 3 番 1 地先
4 7	1 1 2 4 1	窯町 2 2 号線	窯町 4 5 8 番 2 3 地先
			窯町 4 5 8 番 4 3 地先
4 8	1 1 2 4 2	窯町 2 3 号線	窯町 4 6 5 番 1 地先
			窯町 5 2 3 番 1 地先
4 9	1 1 2 4 3	窯町 2 4 号線	窯町 4 6 9 番 3 地先
			窯町 4 6 9 番 9 地先
5 0	1 1 2 4 4	窯町 2 5 号線	窯町 5 2 3 番 6 地先
			窯町 5 2 3 番 1 0 地先
5 1	1 1 2 4 5	窯町 2 6 号線	窯町 4 8 1 番 1 6 地先
			窯町 4 8 2 番 3 地先

5 2	1 1 2 4 6	窯町 2 7 号線	窯町 4 9 2 番 6 地先
			窯町 4 8 5 番 9 地先
5 3	1 1 2 4 7	窯町 2 8 号線	窯町 4 9 2 番 5 地先
			窯町 4 9 9 番 1 地先
5 4	1 2 5 1 9	赤重 1 0 号線	赤重町 6 8 番 1 4 地先
			赤重町 6 8 番 9 地先
5 5	1 2 5 2 0	赤重 1 1 号線	赤重町 4 6 5 番 地先
			赤重町 3 7 番 2 地先
5 6	1 2 5 2 1	幡野 3 0 号線	幡野町 3 1 2 番 2 地先
			幡野町 3 1 3 番 1 2 地先
5 7	1 2 5 2 2	幡野 3 1 号線	幡野町 3 2 7 番 2 地先
			幡野町 3 2 6 番 1 地先
5 8	1 2 5 2 3	幡野 3 2 号線	幡野町 3 2 9 番 4 5 地先
			幡野町 8 1 番 1 1 7 地先
5 9	1 2 5 2 4	原山 1 9 号線	原山町 1 5 5 番 1 地先
			原山町 1 5 5 番 3 地先
6 0	1 2 5 2 5	坂上 1 2 号線	坂上町 1 9 5 番 1 地先
			坂上町 1 9 4 番 1 地先
6 1	1 2 5 2 6	坊金 9 号線	坊金町 1 7 2 番 2 6 地先
			坊金町 1 7 2 番 1 9 地先
6 2	1 2 5 2 7	坊金 1 0 号線	坊金町 1 6 9 番 2 3 地先
			坊金町 1 6 9 番 3 8 地先

6 3	1 2 5 2 8	坊金 1 1 号線	坊金町 1 7 1 番 2 地先
			坊金町 1 9 5 番 1 4 地先
6 4	1 2 5 2 9	坊金 1 2 号線	坊金町 1 6 9 番 8 4 地先
			坊金町 1 6 9 番 8 2 地先
6 5	1 2 5 3 0	坊金 1 3 号線	坊金町 1 6 9 番 5 5 地先
			坊金町 1 6 8 番 3 地先
6 6	1 2 5 3 1	山の田坊金 1 号線	山の田町 1 6 7 番 7 地先
			坊金町 1 6 9 番 5 2 地先
6 7	1 2 5 3 2	山の田 6 号線	山の田町 1 5 5 番 4 地先
			山の田町 1 6 6 番 1 4 地先
6 8	1 2 5 3 3	山の田 7 号線	山の田町 1 5 5 番 1 5 地先
			山の田町 1 5 5 番 2 3 地先
6 9	1 2 5 3 4	山の田 8 号線	山の田町 4 3 番 1 8 6 地先
			山の田町 4 3 番 3 8 9 地先
7 0	1 2 5 3 5	山の田 9 号線	山の田町 1 7 6 番 2 2 地先
			山の田町 1 7 6 番 1 7 地先
7 1	1 2 5 3 6	福元 5 号線	福元町 1 3 6 番 5 地先
			福元町 1 3 6 番 3 地先
7 2	1 2 5 3 7	瀬戸口 9 号線	瀬戸口町 1 5 1 番 2 地先
			瀬戸口町 1 5 1 番 6 地先
7 3	1 2 5 3 8	瀬戸口 1 0 号線	瀬戸口町 1 6 1 番 4 地先
			瀬戸口町 1 6 1 番 7 地先

7 4	1 2 5 3 9	幡山 7 号線	幡山町 4 3 番 5 地先
			幡山町 4 1 番 1 地先
7 5	1 2 5 4 0	幡山 8 号線	幡山町 5 9 番 2 地先
			幡山町 5 9 番 1 0 地先
7 6	1 2 5 4 1	幡山 9 号線	幡山町 9 2 番 1 地先
			幡山町 9 1 番 3 地先
7 7	1 2 5 4 2	東菱野 8 号線	東菱野町 4 番 6 地先
			東菱野町 4 番 1 0 地先
7 8	1 2 5 4 3	東菱野 9 号線	東菱野町 1 2 6 番 4 地先
			東菱野町 1 2 6 番 9 地先
7 9	1 2 5 4 4	東菱野 1 0 号線	東菱野町 1 2 5 番 1 地先
			東菱野町 1 2 5 番 7 地先
8 0	1 2 5 4 5	西米泉 1 2 号線	西米泉町 1 6 4 番 1 2 地先
			西米泉町 1 6 4 番 6 地先
8 1	1 2 5 4 6	今林 1 1 号線	今林町 1 8 4 番 3 地先
			今林町 1 8 6 番 1 地先
8 2	1 2 5 4 7	石田 1 7 号線	石田町 2 0 3 番 1 地先
			石田町 2 0 3 番 5 地先
8 3	1 2 5 4 8	石田 1 8 号線	石田町 3 1 5 番 2 地先
			石田町 3 1 4 番 3 地先
8 4	1 2 5 4 9	池田 1 6 号線	池田町 3 3 番 2 地先
			池田町 3 3 番 7 地先

8 5	1 2 5 5 0	池田 1 7 号線	池田町 6 2 番 1 地先
			池田町 6 1 番 3 地先
8 6	1 2 5 5 1	池田 1 8 号線	池田町 9 8 番 2 地先
			池田町 9 8 番 5 地先
8 7	1 2 5 5 2	池田 1 9 号線	池田町 1 0 3 番 1 3 地先
			池田町 1 0 3 番 1 0 地先
8 8	1 2 5 5 3	池田 2 0 号線	池田町 2 2 6 番 1 地先
			池田町 2 2 6 番 1 0 地先
8 9	1 2 5 5 4	池田 2 1 号線	池田町 2 0 4 番 1 地先
			池田町 2 0 4 番 3 地先
9 0	1 2 5 5 5	池田 2 2 号線	池田町 1 2 1 番 2 地先
			池田町 1 2 1 番 7 地先
9 1	1 2 5 5 6	池田 2 3 号線	池田町 1 2 3 番 1 地先
			池田町 1 2 3 番 7 地先
9 2	1 2 5 5 7	矢形 8 号線	矢形町 9 2 番 3 地先
			矢形町 9 2 番 1 0 地先
9 3	1 2 5 5 8	矢形 9 号線	矢形町 1 9 0 番 1 地先
			矢形町 1 9 0 番 4 地先
9 4	1 2 5 5 9	柳ヶ坪 9 号線	柳ヶ坪町 3 7 番 1 地先
			柳ヶ坪町 3 7 番 5 地先
9 5	1 2 5 6 0	柳ヶ坪 1 0 号線	柳ヶ坪町 7 8 番 1 0 地先
			柳ヶ坪町 7 8 番 5 地先

9 6	1 2 5 6 1	八幡 7 号線	八幡町 3 7 番 1 地先
			八幡町 4 6 番 9 地先
9 7	1 2 5 6 2	八幡 8 号線	八幡町 3 8 番 3 地先
			八幡町 4 5 番 2 地先
9 8	1 2 5 6 3	若宮 1 4 号線	若宮町 3 丁目 1 3 2 番 1 地先
			若宮町 3 丁目 1 3 2 番 5 地先
9 9	1 2 5 6 4	山口 駅前線	山口町 2 7 2 番 地先
			田中町 1 9 番 1 地先
1 0 0	1 2 5 6 5	田中 7 号線	田中町 7 番 1 5 地先
			田中町 7 番 1 1 地先
1 0 1	1 2 5 6 6	田中 8 号線	田中町 6 1 番 1 地先
			田中町 6 1 番 6 地先
1 0 2	1 2 5 6 7	田中 9 号線	田中町 2 3 0 番 9 地先
			田中町 2 3 0 番 6 地先
1 0 3	1 2 5 6 8	大坪 6 号線	大坪町 2 4 3 番 1 地先
			大坪町 2 4 4 番 地先

3年市長提出第16号議案

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月18日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

通番	路線番号	路線名	起 点	
			終 点	
1	01013	下陣屋小金線	前	下陣屋町176番1地先
				小金町120番1地先
			後	下陣屋町176番1地先
				小金町147番36地先
2	02041	須原3号線	前	須原町109番70地先
				須原町109番75地先
			後	須原町109番63地先
				須原町109番75地先
3	06060	水無瀬5号線	前	水無瀬町43番4地先
				水無瀬町37番2地先
			後	水無瀬町43番4地先
				水無瀬町15番地先

4	0 6 0 6 5	水無瀬 1 0 号線	前	水無瀬町 1 0 6 番地先
				水無瀬町 1 2 0 番 7 地先
			後	水無瀬町 1 0 6 番地先
				水無瀬町 1 1 9 番 8 地先
5	0 6 0 7 4	新郷水無瀬 2 号線	前	新郷町 6 8 番地先
				水無瀬町 1 8 3 番 1 地先
			後	新郷町 6 8 番地先
				見付町 9 1 番 6 地先
6	1 1 2 1 4	窯町 1 3 号線	前	窯町 4 3 6 番 1 地先
				窯町 4 3 6 番 2 5 地先
			後	窯町 4 3 6 番 1 地先
				窯町 4 3 5 番 7 地先
7	1 1 2 2 0	窯町 1 5 号線	前	五位塚町 1 1 番 5 8 8 地先
				窯町 4 8 1 番 3 9 地先
			後	五位塚町 1 1 番 5 8 8 地先
				窯町 4 8 1 番 7 地先
8	1 2 1 7 7	坊金 1 号線	前	坊金町 2 9 8 番 1 地先
				坊金町 2 4 3 番地先
			後	坊金町 2 9 8 番 1 地先
				坊金町 1 8 7 番 1 9 地先
9	1 2 1 7 9	坊金 3 号線	前	坊金町 3 3 6 番 2 地先
				坊金町 2 0 9 番 4 地先
			後	坊金町 3 3 6 番 2 地先
				坊金町 1 6 9 番 1 8 地先